

いわて県南歴史・文化観光推進協議会設置要綱

(名称)

第1条 本協議会は、いわて県南歴史・文化観光推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、世界遺産に登録された文化遺産及び平泉町・一関市・奥州市に所在する関連資産（以下「平泉の文化遺産」という。）をはじめとする県南地域に分布する文化遺産について、歴史文化の価値を発信し、その理解を深め、文化観光を推進するとともに、資産の保全と資産が所在する地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的のため、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」に基づく地域計画を策定し、平泉の文化遺産に係る文化観光拠点施設機能強化事業、地域文化観光推進事業、その他本会の目的達成のために必要な事業を行う。

(構成員)

第4条 協議会は、別表に掲げる者で組織する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長は、岩手県文化スポーツ部文化振興課総括課長をもって充てる。

3 副会長は、岩手県県南広域振興局経営企画部観光商業食産業課長をもって充てる。

(役員任期)

第6条 役員任期は、第3条に定める事業が完了するまでとする。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じて、協議会に構成員以外の者を出席させることができることとする。

3 構成員は、必要に応じて、あらかじめ委員長に報告したうえで、委員会に代理の者を出席させることができることとする。

4 会議にはオブザーバーの出席を求めることができることとする。

(経費)

第9条 協議会の事業経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第10条 協議会の事業年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。なお、初年度は協議会設立の日に始まるものとする。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、岩手県文化スポーツ部文化振興課内に置く。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月19日から施行する。

別表（第4条関係）

構成員	岩手県文化スポーツ部 岩手県南広域振興局 平泉世界遺産ガイドセンター 中尊寺 毛越寺 平泉町 一関市 奥州市 岩手県教育委員会 世界遺産平泉・一関DMO
-----	---